



あふれる笑顔のまち村上



令和7年度 村上市住宅用太陽光発電 システム設置費補助金

	令和7年
申請期間	6月 2日（月）から
	6月30日（月）まで

※受付は土日を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。
※申請期間以降、募集延長はいたしません。

市では、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの活用による地球温暖化対策を推進するため、自らの住居に太陽光発電システムを設置される方に設置費用の一部を補助します。

令和7年度の募集を行いますので、希望される方はお申し込みください。

○ 補助対象設備

① 太陽光発電

住宅において太陽光を利用して発電を行うシステムで、次の要件をすべて満たすもの

- (1) 家屋の屋根等への設置に適したものであること
- (2) 発電した電力を全量自家消費するものまたはその余剰電力を売電するもの

② 定置用蓄電池

次の要件をすべて満たす、定置用蓄電池

- (1) 家屋の屋根等に設置した太陽光発電から発電した電気を蓄電するもの
- (2) 家屋または敷地内に容易に取り出すことが困難な状態で固定するもの

※中古品およびリースによるものは、補助対象外です。

○ 補助対象者

補助金の交付対象者は、次の(1) (2)のいずれかを満たし、かつ(3)～(8)のすべての条件を満たす方

- (1) 市内に居住または居住しようとする方で、既存戸建住宅または新築戸建住宅に発電システムを設置する方（併用住宅の場合は、住居部分の延床面積が1/2以上であること）
- (2) 市内に居住または居住しようとする方で、新品の発電システムが設置された建売住宅を購入する方
- (3) 申請時において、市税等を滞納していない方
- (4) 補助金の交付を受けようとする住宅を自ら所有する方または所有する方と生計を一にする方
- (5) 定置用蓄電池に関しては、FIT※非契約またはFIT契約期間が満了している方
- (6) 過去の太陽光発電設置時に本補助金の交付を受けた方は、定置用蓄電池のみ申請可能
- (7) 国や県から補助対象機器等に係る補助金の交付を受けていない方
- (8) 令和8年2月28日までに実績報告書を提出できる方（期限内に実績報告書を提出できない方は、交付決定が取り消される場合がありますのでご注意ください）

※FIT：経済産業省が行っている固定価格買取制度のこと

○ 補助金額（令和7年度予算 480万円）

① 太陽光発電

市内の事業者が発注する場合、電池容量1kWあたり7万円(上限28万円)

市外の事業者が発注する場合、電池容量1kWあたり5.5万円(上限22万円)

② 定置用蓄電池（FIT非契約のまたはFIT契約期間が満了していることが条件）

購入および設置費用の3分の1（上限20万円）

※補助金額算定の根拠となる設備容量は、kW単位で小数点第三位以下を切り捨てた値となります。

（例：（実際の）設備容量3.286kW⇒（補助対象となる）設備容量3.28kW）

※算出した補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てた額が補助金額となります。

○ 申請方法

- ・申請書に必要事項を記入し指定する書類を添えて、申請者本人、ご家族または施工業者などが本庁環境課または各支所地域振興課窓口へ直接提出してください。
電話やFAX、メール、郵送での申請は受付ておりませんのでご注意ください。
- ・補助対象機器は、交付決定後、設置又は購入してください。
（交付決定（7月中旬予定）前に設置、購入された場合は補助対象外となります。）
- ・申請書の様式は窓口でも配布しております。また、市のホームページからもダウンロードできます。



村上市ホームページ
QRコード

○ 申請受付

- ・申請受付期間：令和7年6月2日（月）から6月30日（月）まで
- ・受付時間：土を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分まで
- ・申請多数で予算枠を超えた場合は抽選となります。なお、申請受付期間内に予算枠を超えなかった場合でも、募集の延長はいたしません。
- ・書類不足や印鑑の誤り等の不備があった場合は、受け付けることができませんのでご了承ください。

○ 手続きの流れ

① 交付申請

交付申請は設置工事に着工する前（設置済の建売住宅を購入される方は引き渡しを受ける前）に「住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書」（様式第1号）に次の書類を添えて提出してください。

- (1) 発電システム設置予定の位置図（住宅地図等）
- (2) 発電システム設置予定住宅および屋根、蓄電池設置場所等を示す現況写真
- (3) 発電システムの形状、規格等が確認できるカタログ等の写し
- (4) 施工者を確認できる契約書（内訳がわかるもの）の写しまたは見積書の写し（見積書は現地確認のうえ精査されたもの）
- (5) 市税の納税証明書（住宅用太陽光発電システム補助金申請用）



② 関係機関への申請・契約等（電力受給契約を結ぶ場合）

- (1) 電力事業者へ接続検討の申し込み、契約
- (2) 経済産業省（代行申請機関、JPEA代行申請センター）への認定の申請、認定通知の受領（FIT契約を結ぶ場合）

※ 認定を申請し通知を受けるまでにかなりの時間を要しますのでご注意ください。



③ 設置工事の着手

※必ず「住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書」受領後に設置工事に着手してください。（設置済の建売住宅を購入される方は、交付決定後に住宅の引き渡しを受けてください。）

④ 電力事業者との協議、系統連結（電力受給契約を結ぶ場合）

- (1) 電力事業者へ契約の申し込み
 - (2) 電力事業者との契約を締結後、連系工事を施工・完了後、受給契約書の受領
- ※ 年度末に近づくにつれて系統連系の工事は混みますのでご注意ください。



⑤ 実績報告の提出

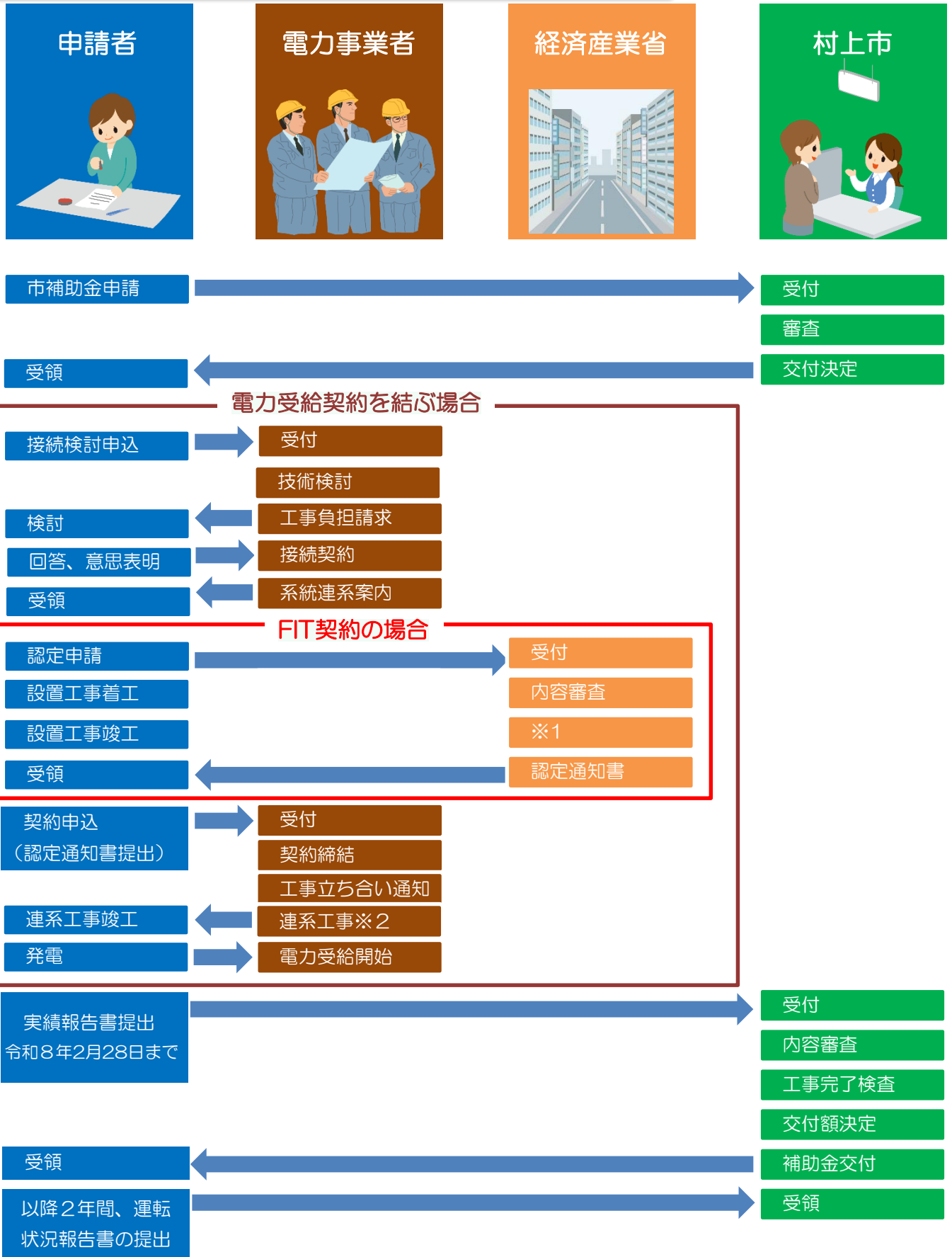
実績報告は、発電システム設置工事が完了した日（設置済の建売住宅を購入される方は、住宅の引き渡し日）の翌日から15日以内、または令和8年2月28日のいずれか早い日までに「住宅用太陽光発電システム設置費補助金事業実績報告書」（様式第6号）に次の書類を添えて提出してください。

- (1) 発電システムの設置に要した経費に係る領収書と内訳書の写し
- (2) 発電システムの設置状況を示す写真（パソコン、分電盤も含む。また屋外設備は交付申請時と同じ位置で撮影すること）
- (3) 電力会社との受給契約確認書の写し（電力受給契約を結ぶ方）
- (4) FIT非契約またはFIT契約期間が満了していることが分かる書類（定置用蓄電池補助を受ける方）

※ 提出期限が過ぎた場合、交付決定が取り消される場合がございますのでご注意ください。



○ 補助金申請から交付されるまでの流れ



※1 認定の申請から通知を受けるまでにはかなりの時間を要します。余裕のあるスケジュールで取り組んでください。

※2 年度末に近づくにつれて系統連系の工事は混みますのでご注意ください。

○ その他

- ・ 本補助金を受けて太陽光発電システムを設置した方には、設置した翌月から2年間の利用状況（簡易なもの）を報告していただきます。
- ・ いただいた情報は、太陽光発電システム普及の啓発等に活用させていただきます。

○ よくある質問 Q&A

Q. 太陽光発電と蓄電池両方の設置補助を申請することは可能ですか。

A. 申請可能です。ただし、それぞれの対象要件を満たしている方が対象です。

Q. 補助対象者の（5）の要件にある「FIT非契約またはFIT契約期間を満了している方」とはどのような意味ですか。

A. FITとは経済産業省が行っている固定価格買取制度のことで、住宅用太陽光発電の場合10年間電力会社が一定の価格で電気を買取る契約を結びます。

太陽光で発電する電気の自家消費を促すために、本補助金では蓄電池の設置補助はこのFITでの契約をしない方または設置から10年経ちFIT契約期間が満了した方を対象としています。なお、蓄電池の対象外としているのはFIT契約のみで、電気小売事業者と個別に電力需給契約する方は蓄電池補助の対象となります。

Q. 補助対象者の（7）の要件にある「国や県から補助対象機器等に係る補助金の交付を受けていない方」とはどのような意味ですか。

A. 太陽光発電設備、定置用蓄電池が補助対象となっている国や県の補助金の交付を受けた場合は本補助金の交付を受けることはできません。また、本補助金の交付決定後に該当となる国や県の補助金の交付が決定しその補助金の交付を受けることとした場合は、必ず住宅用太陽光発電システム設置費補助金変更・中止交付申請書（様式第4号）を提出し、中止申請（本補助金の交付辞退）手続きを行ってください。国や県の補助金と本補助金の両方の交付を受けたことが判明した場合は本補助金交付要綱第11条(1)および第12条に基づき、本補助金の交付の中止および返還を求めることとなります。

なお、補助金によっては本補助金との併用が可能な場合もありますので、該当となりそうな国や県の補助金の交付を受ける予定がある方は、まずは市の本補助金担当者までご相談ください。

Q. 対象設備をすでに設置済みまたは工事中の場合は補助対象になりますか。

A. 補助金の交付決定を受けたあとで工事に着手するものが対象となりますので、すでに設置済みまたは工事中の場合は補助対象になりません。なお、対象設備が設置された建売住宅の場合は、交付決定を受けたあとに住宅の引き渡しを受けてください。

Q. 太陽光発電を増設した場合は対象になりますか。

A. 太陽光発電設備の増設も補助対象となります。ただし、過去に本補助金を受けて設置した方は補助対象外です。

Q. 太陽光発電設備を撤去したいのですが、撤去費用は補助対象になりますか。

A. 撤去費用は本補助金の対象外です。また太陽光発電設備撤去（廃棄）の際は施工店などしっかりと相談の上撤去（廃棄）してください。詳しくは資源エネルギー庁のパンフレット(右のQRコード。)をご覧ください。



資源エネルギー庁QRコード

Q. 過去に本補助金で太陽光発電の設置補助を受け、新たに蓄電池を設置する場合は対象になりますか。

A. 対象となります。過去に本補助金の交付を受けて太陽光発電設備を設置した方も定置用蓄電池については補助対象です。

Q. 太陽電池の最大出力は、太陽光モジュールの出力の合計値とパワーコンディショナーの出力と違う場合、どちらで申請すればよいのですか。	A. 太陽光モジュールの公称最大出力の合計値で交付申請してください。
Q. 集合住宅に太陽光発電システムを設置する場合は補助金の対象となりますか。	A. 戸建住宅と併用住宅（ただし、住居部分の延床面積が1/2以上であること）が対象となり、集合住宅は 対象となりません 。
Q. 貸家や売りに太陽光発電システムを設置する場合は補助金の対象となりますか。	A. 対象となる住宅は、所有者（申請者）が自ら居住する住宅となります。賃貸や売却を予定している住宅は対象となりません。また、マンションも対象となりません。
Q. 住宅屋根ではなく、カーポートなどに太陽光発電を設置する場合は対象となりますか。	A. カーポートなどへの設置も補助対象となります。ただし、屋根設置の場合と同様に発電した電力を住宅で全量自家消費するもの、またはその余剰電力を売電するものに限ります。また、既設のカーポートなどに設置する場合は耐荷重などが安全であるか施工業者などと相談の上施工してください。 なお、カーポートなどは家屋と同一の住宅とみなしますので、過去に本補助金を受け、家屋に太陽光発電設備を設置した方は補助の対象外となります。
Q. 交付決定通知を受けてから、申請した内容を変更したいときはどうなりますか。	A. 変更の大小にかかわらず、必ず事前にご相談ください。事前協議や変更交付申請書の提出が無い状況で内容を変更した場合は、補助金の交付を受けられない場合があります。なお、申請内容の変更により対象経費が増額した場合でも、補助金の増額はいたしません。一方、対象経費の減額に伴い補助金が減額する場合は、変更後の補助対象経費で算定した額が補助金額となります。
Q. その他の「利用状況」の報告はどのように行うのですか。	A. 設置した翌月から2年間、毎月分の電力量（発電量、蓄電量、売電量、買電量）を報告していただきます。市から配布する用紙に記入し、年度ごとにまとめて翌年度の4月に報告してください。
Q. 市外からの転入予定者の場合、納税証明書は必要ですか。	A. 現在市外にお住まいで、市内に転入予定の方については申請時の納税証明書の添付は不要です。
Q. 申請者名と受給契約確認書の契約名義が異なる場合はどうすればいいですか。	A. 受給契約書の契約名義が申請者本人以外となる場合は、申請者と同居し、生計を一にする証明として住民票を添付してください。なお、設置工事を共同名義で行う場合は、申請書や添付書類の記載も共同名義としてください。

その他、不明な点については村上市ホームページをご覧ください。担当までお問い合わせください。



お問い合わせ先

村上市 環境課 環境政策室

電話 0254 (53) 2111 (内線3321) E-mail kankyo-en@city.murakami.lg.jp